

農林水産物・食品輸出促進資金制度～輸出・海外展開に取り組む事業者の施設整備等を支援～

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく認定を受けた輸出事業計画について、食品等流通合理化法（※1）およびHACCP支援法（※2）に基づく認定計画とみなして融資を行うことで、農林水産業および食品産業の持続的な発展に資することを目的とした資金制度です。

※1 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号） ※2 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）

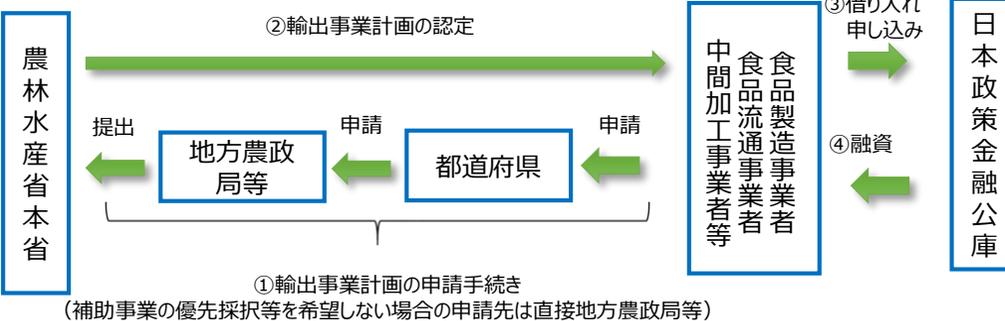
< 事業の内容 >

1. 輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の支援措置 （1）公庫資金の特例（農林水産物・食品輸出促進資金制度）

- ①食品流通改善資金（食品等流通合理化事業施設）
融資対象事業として、輸出のための食品製造・流通施設の整備・改修費用に加え、輸出先国の規制に対応するための流通工程の改善などにかかるコンサルタント費用、海外現地子会社への出資費用などが追加されます。
- ②食品産業品質管理高度化資金（HACCP資金）
貸付金の最高限度額について、HACCPを導入し、製造過程の管理の高度化を促進する場合は、必要事業費の80%となります。

（2）補助事業の優先採択
輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）を作成して農林水産大臣による認定を受けることで、農林水産省が実施する各種ハード・ソフト補助事業の優先採択等の対象となります。

2. 事務手続きの流れ



< 事業イメージ >

対象となる取組の例

例1 国産茶葉を加工した抹茶を輸出

- ①加工場の建設費用
- ②輸出先国の規制に対応するための流通工程の改善などにかかるコンサルタント費用
- ③海外の新たな市場を開拓し、商流を拡大するための商談会の出展費用

例2 国産酒米を使用した日本酒を輸出

海外現地に設立する子会社への出資に必要な費用

例3 国産大豆を使用したしょうゆを輸出

- ①HACCP対応の加工場の建設費用
- ②輸出に向けた生産能力の向上を図るための設備増強にかかる費用

例4 輸出事業者を支援する原料供給事業者を支援（中間加工事業者）

- ①主食用米や加工用米などを取り扱う米穀卸売業者への支援
- ②補助事業制度を利用した輸出用国産米供給のための低温倉庫などの建設費用
- ③供給する加工用米は、取引先の食品企業を通じて輸出

【お問い合わせ先】
株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）（0120-154-505）
各支店の連絡先につきましては、以下のURLでご確認ください。
<https://www.jfc.go.jp/n/branch/>

なお、日本公庫では、ご融資による支援のほか、公庫資金をご利用のお客さまに対して、JETRO等の外部の専門家と連携した海外展開支援もあわせて行っています。

